

四日市市上下水道局告示第 40 号

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程（平成 17 年四日市市上下水道局管理規程第 6 号）第 11 条の規定により、四日市市公共下水道排水設備工事指定業者としての指定を停止するので、同規程第 15 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 10 日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

1 指定停止業者

商号又は名称

株式会社ケイズ設備

主たる事務所の所在地

鈴鹿市国分町 1 6 7 番地の 8

代表取締役 川崎 俊哉

指定番号 指定第 1 9 5 号

2 指定の停止期間

令和 8 年 9 月 1 0 日から令和 8 年 1 0 月 9 日まで

（上下水道局管理部生活排水課）